

会員通知 第110号
2024年12月25日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 石井 純 二

本所が承認する株式事務代行機関の合併に伴う「株券上場審査基準の取扱い」の一部改正について

平素は、本所の市場運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本所は、「株券上場審査基準の取扱い」の一部改正を行い、2025年1月1日から施行します。（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、2025年1月1日に株式事務代行機関である三井住友信託銀行株式会社、東京証券代行株式会社及び日本証券代行株式会社が合併することに伴い、所要の改正を行うものです。

以上

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 (1)～(9) (略) (10) 株式事務代行機関の設置 a (略) b 第10号に規定する株式事務代行機関として本所が承認するものは、次のとおりである。 (a) (略) (b) 株式会社アイ・アールジャパン (11) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和7年1月1日から施行する。</p>	<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 (1)～(9) (略) (10) 株式事務代行機関の設置 a (略) b 第10号に規定する株式事務代行機関として本所が承認するものは、次のとおりである。 (a) (略) (b) <u>日本証券代行株式会社、東京証券代行株式会社及び株式会社アイ・アールジャパン</u> (11) (略)</p>